

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

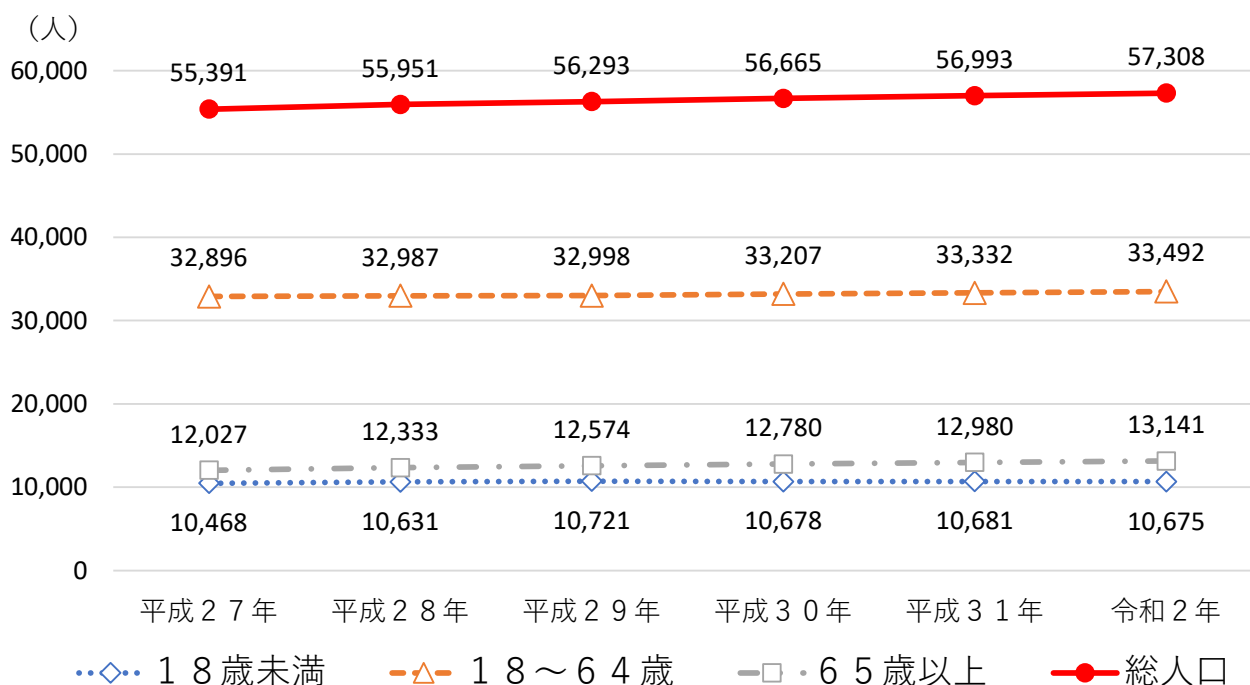
1. 障害者手帳所持者の動向

(1) 人口等の状況

本市の総人口について、平成27年以降増加傾向にあり、令和2年では57,308人となっています。

年齢3区分別にみると、18～64歳人口、65歳以上人口は増加を続けています。

【図表2-1 総人口の推移】

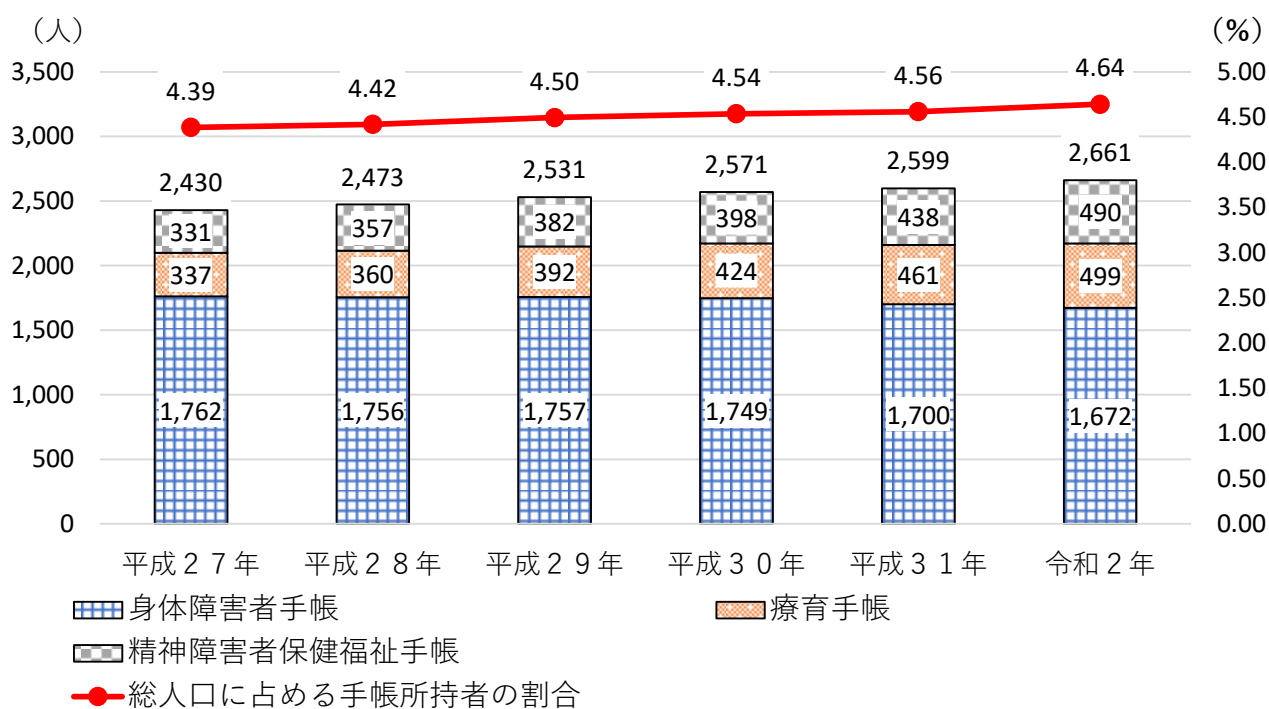


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者数について、全体では平成27年以降増加傾向にあり、令和2年では2,661人となっています。総人口に占める手帳所持者の割合については、手帳所持者数の増加に伴い割合も増加しており、令和2年度では4.64%となっています。

3障がい別にみると、身体障害者手帳所持者数は平成26年以降減少傾向にありますが、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

【図表2-2 総人口と各障害者手帳所持者数の推移】



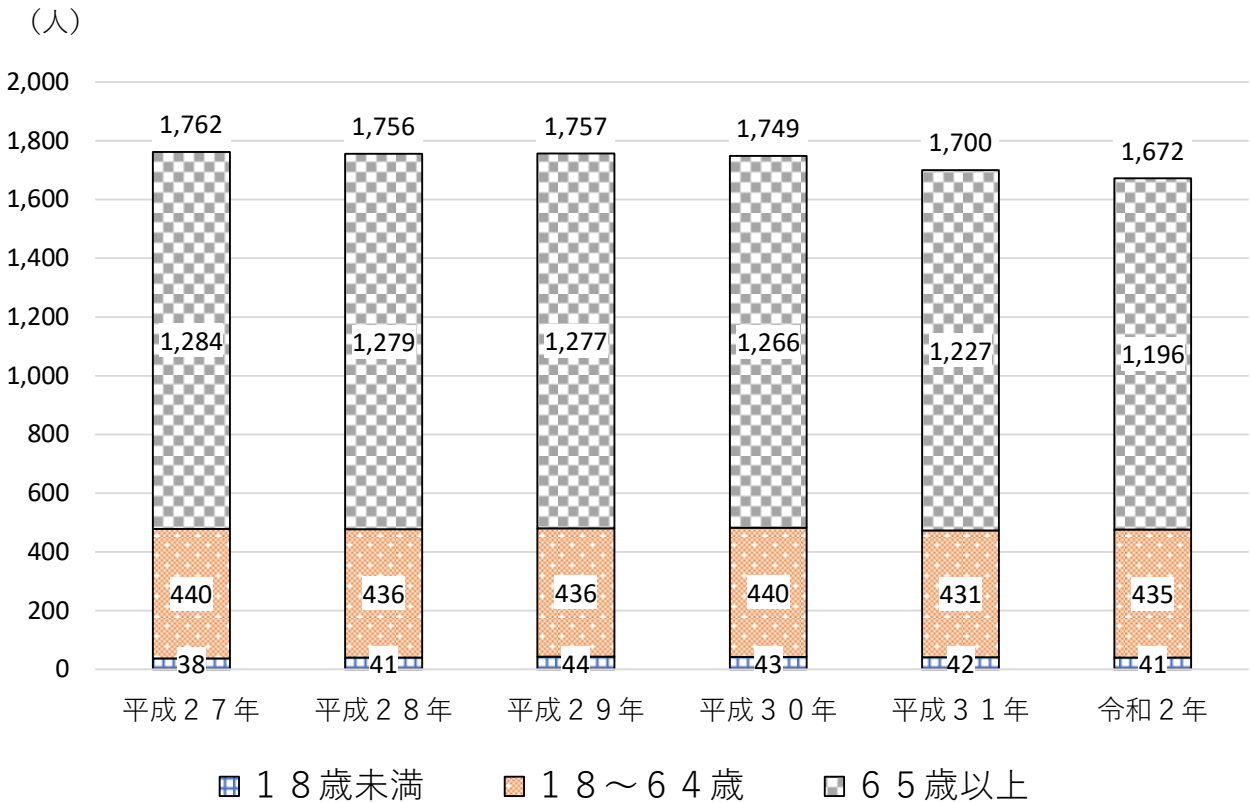
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、福祉課（各年4月1日現在）



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数について、全体では平成27年以降減少傾向にあり、令和2年では1,672人となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は41人、「18～64歳」は435人、「65歳以上」は1,196人となっています。

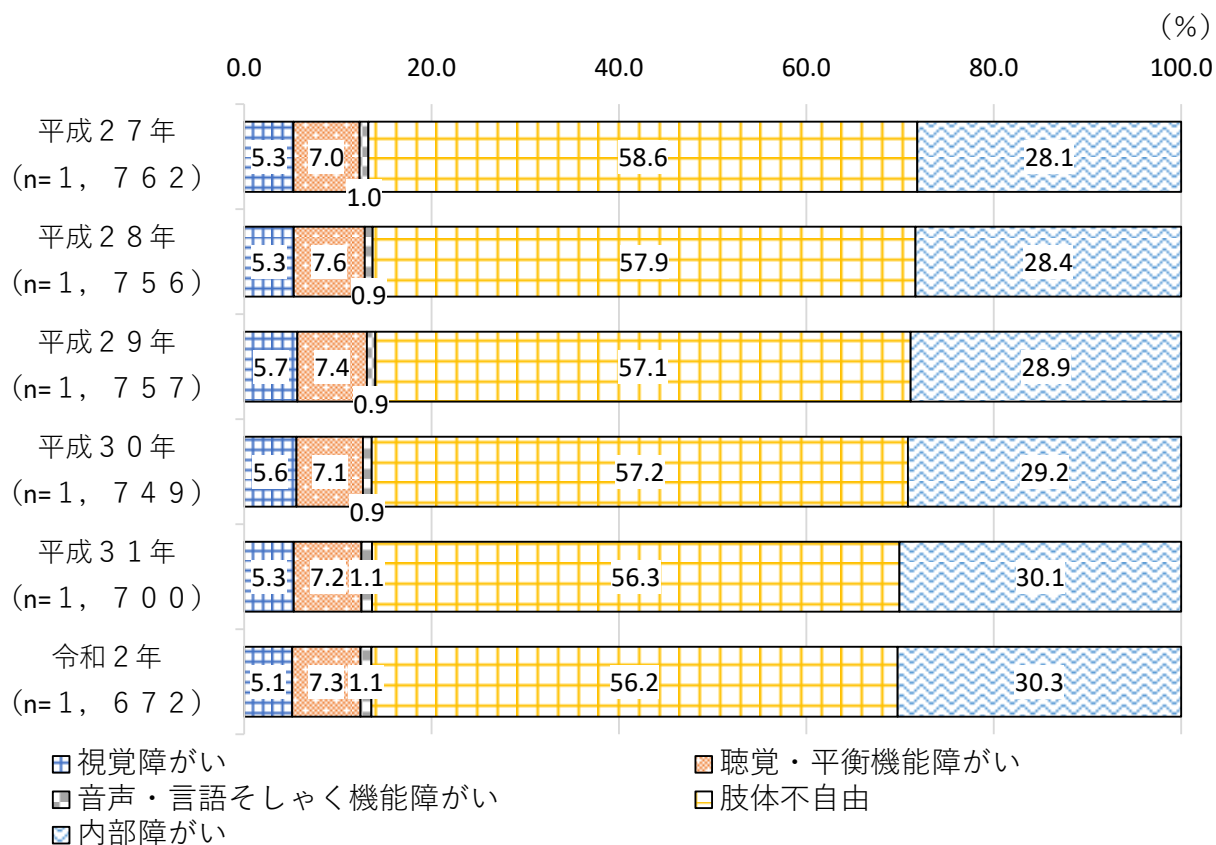
【図表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者の障がいの部位別構成比をみると、令和2年では「肢体不自由」が56.2%で最も多くなっています。また、平成27年から令和2年の推移をみると、「肢体不自由」が2.4ポイント減り、「内部障がい」が2.1%増えています。

【図表2-4 身体障害者手帳所持者の障がい部位別構成比の推移】

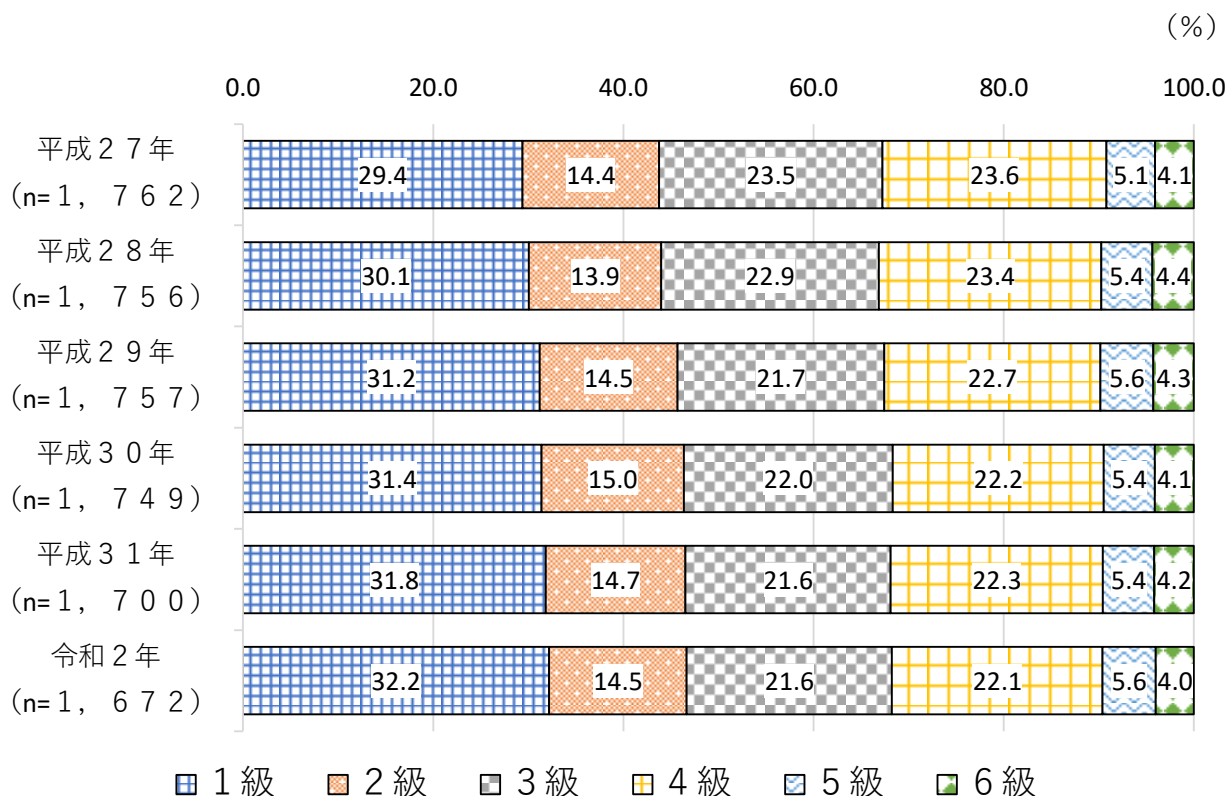


資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の等級別構成比をみると、令和2年では「1級」が32.2%で最も多く、次いで「4級」が22.1%、「3級」が21.6%などとなっています。

平成27年から令和2年の推移をみると、最も重度な「1級」は2.8ポイント増加しており、最も軽度な「6級」は0.1ポイント減少しています。

【図表2-5 身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移】

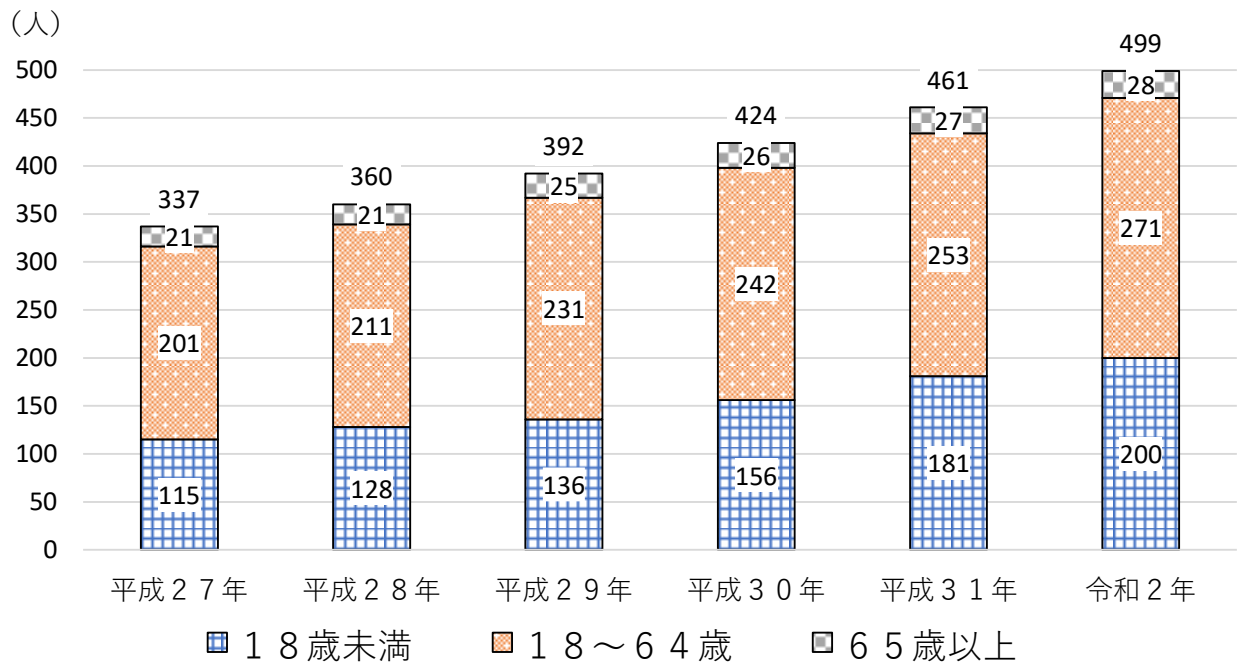


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数について、平成27年以降増加傾向にあり、令和2年では499人となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は200人、「18～64歳」は271人、「65歳以上」は28人となっています。

【図表2-6 療育手帳所持者数の推移】

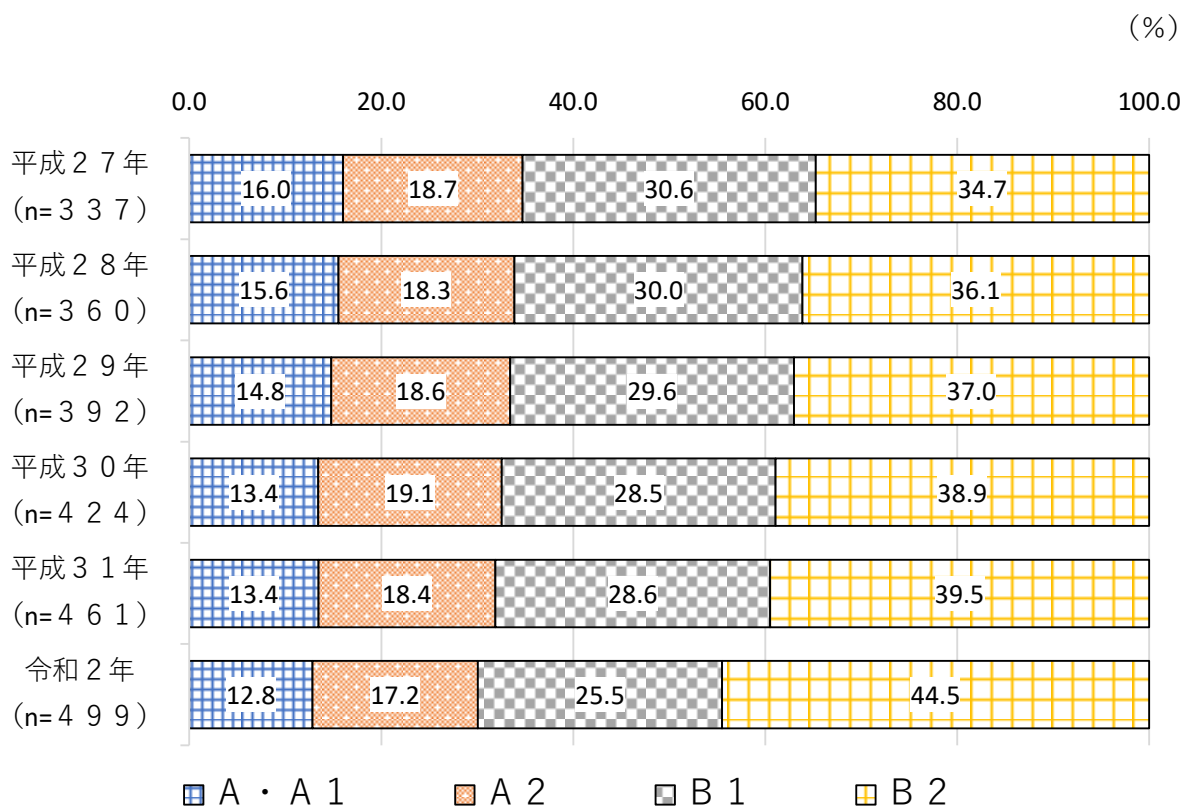


資料：福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者数の等級別構成比をみると、令和2年では「B2」が44.5%で最も多く、次いで「B1」が25.5%、「A2」が17.2%、「A・A1」が12.8%となっています。

平成27年から令和2年の推移をみると、最も軽度な「B2」は9.8ポイント増加しており、最も重度な「A・A1」は3.2ポイント減少しています。

【図表2-7 療育手帳所持者の判定別構成比の推移】

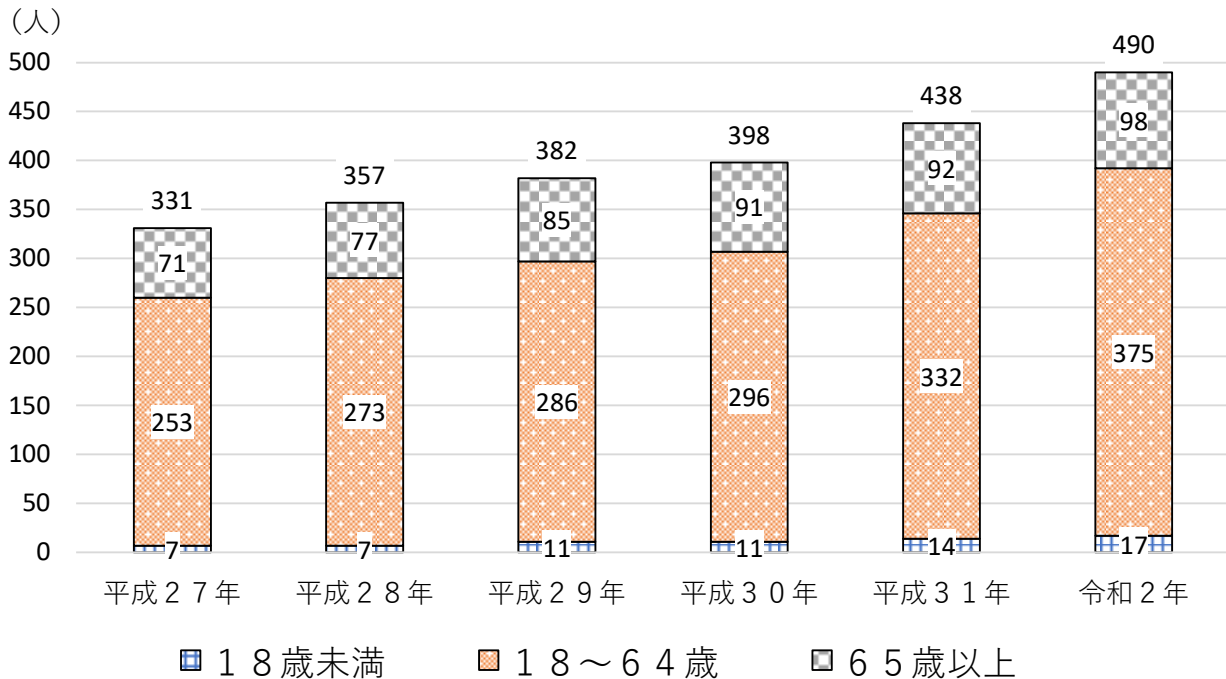


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数について、平成27年以降増加傾向にあり、令和2年には490人となっています。年齢別にみると、「18歳未満」は17人、「18～64歳」は375人、「65歳以上」は98人となっています。

【図表2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

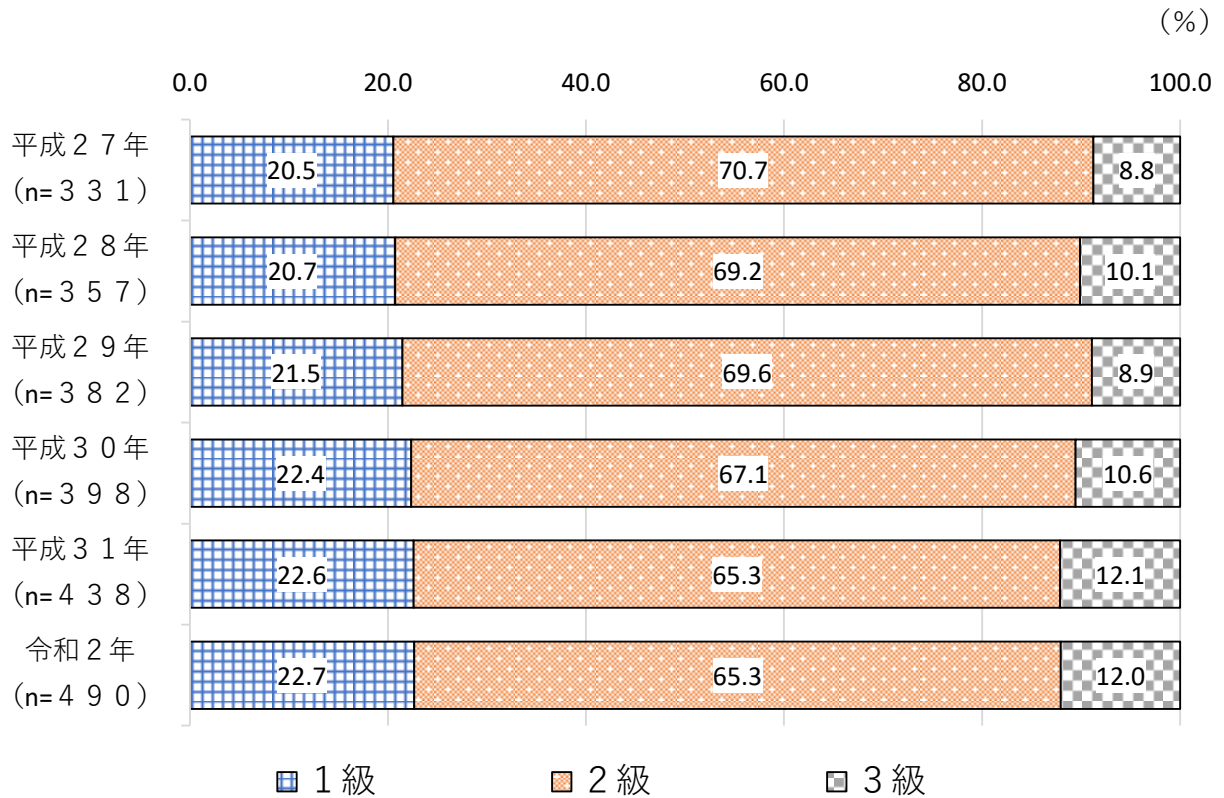


資料：福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別構成比をみると、令和2年では「2級」が65.3%で最も多く、次いで「1級」が22.7%、「3級」が12.0%となっています。

平成27年から令和2年の推移をみると、最も軽度な「3級」は3.2ポイント増加しており、最も重度な「1級」は2.2ポイント増加しています。

【図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移】

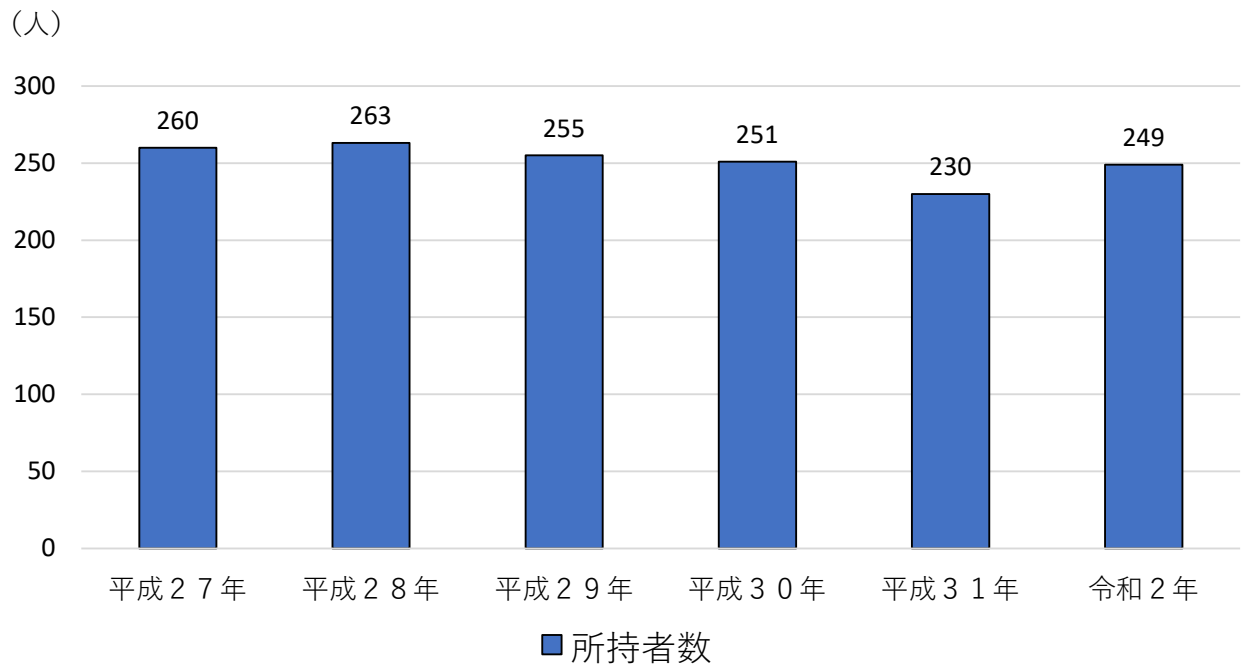


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 難病の人の状況

特定疾患医療受給者証所持者数について、令和2年では249人となっており、平成27年と比較して11人減少しています。

【図表2-10 特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



資料：岐阜県障害福祉課（各年4月1日現在）

(6) 就学の状況

本市の特別支援教育の状況について、小学校における特別支援学級数は平成27年以降増加しており、令和2年では28学級、在学者は140人となっています。中学校における特別支援学級数も増加しており、令和2年では13学級、在学者は64人となっています。

また、本市の特別支援学校の在学者数については、平成27年以降増加しており、令和2年では小中学部を合わせて57人となっています。

【図表2-11 特別支援教育を受ける児童数の推移】

単位：学級、人

		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
小学校							
	特別支援学級	17	20	24	24	28	28
	在学者数	75	102	117	117	130	140
	高学年	22	35	41	42	45	43
	中学年	31	43	41	37	47	59
	低学年	22	24	35	38	38	38
中学校							
	特別支援学級数	8	8	9	8	10	13
	在学者数	33	34	38	40	44	64
特別支援学校							
	在学者数	69	78	74	84	86	93
	小学部	24	27	27	31	37	37
	中学部	14	16	17	18	16	20
	高等部	31	35	30	35	33	36
在学者合計		177	214	229	241	260	297

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

【図表2-12 特別支援学校の学校別在学者数の推移】

単位：人

学校名		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
中濃特別支援学校	小学部	0	0	0	1	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	3	2	0	0	0	0
	計	3	2	0	1	0	0
関特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	1	0	0	0	0	0
	高等部	0	1	1	2	1	1
	計	1	1	1	2	1	1
可茂特別支援学校	小学部	24	26	27	30	37	37
	中学部	13	16	16	17	15	20
	高等部	28	32	28	29	26	28
	計	65	74	71	76	78	85
岐阜盲学校	小学部	0	1	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	1	1	0	0
	計	0	1	1	1	0	0
岐阜聾学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	1	1	1	0
	高等部	0	0	0	0	1	2
	計	0	0	1	1	2	2
岐阜清流高等特別 支援学校	高等部	0	0	0	3	4	4
	計	0	0	0	3	4	4
飛騨特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	0	1	1
小学部		24	27	27	31	37	37
中学部		14	16	17	18	16	20
高等部		31	35	30	35	33	36
計		69	78	74	84	86	93

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

(7) 障がい者雇用の状況

『障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）』が、事業主に対して義務付けている法定雇用率は、平成30年4月以降、民間企業（従業員45.5人以上）では2.2%、国・地方公共団体等では2.5%となっており、令和3年3月1日から民間企業（従業員45.5人以上）では2.3%、国・地方公共団体等では2.6%に引き上げることが決定しています。

美濃加茂公共職業安定所管内の障害雇用率は、令和元年では2.19%であり、全国・岐阜県を上回っています。雇用達成企業の割合は53.4%となっており全国を上回っているものの、岐阜県を下回っています。

美濃加茂公共職業安定所の求職登録者数について、令和元年では身体障がい者が450人、知的障がい者が327人、精神障がい者が340人となっており、全体で1,159人となっています。

また、本市における障がい者の雇用状況について、障がい者雇用率算定対象職員数537.5人に対し、障がいのある職員数は15.5人となっており、障がい者雇用率は2.88%と法定雇用率を上回っています。

【図表2-13 民間企業の障がい者雇用状況】

単位：%

美濃加茂公共職業安定所管内		岐阜県		全国	
実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
2.19	53.4	2.17	55.3	2.11	48.0

資料：美濃加茂公共職業安定所（令和元年6月1日現在）

【図表2-14 求職登録者数】

単位：人

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
450	327	340	42	1,159

資料：美濃加茂公共職業安定所（令和元年6月1日現在）

【図表2-15 美濃加茂市の障がい者雇用状況】 単位：人、%

美濃加茂市障がい者雇用率算定対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率
537.5	15.5	2.88

資料：人事課（令和2年4月1日現在）

(8) 障がい福祉関係歳出予算の状況

① 主な事業の種類と内容

ア サービス等に関するもの

事業名	内容
自立支援費給付事業	障害者総合支援法に基づき障がい者及び障がい児を対象に、各種障がい福祉サービスを提供して障がい者の日常生活及び社会生活を支援するとともに介助者の負担軽減を図るものです。
地域生活支援事業	障がい福祉サービス事業所における就労移行及び就労継続支援等の実施に対して助成をする。また、グループホームでは将来的自立が出来るよう生活支援を行うなど、障がい者の自立に向けたサービスを提供する。
特障手当支給事業	精神又は身体等に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある障がい者及び障がい児の福祉の向上を図るため、必要となる精神的及び物質的な特別な負担の軽減の一つとして手当を支給するものです。
自立支援医療費給付事業	身体障がい者及び身体障がい児の方が受ける、心身の障がいの除去及び軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です。
補装具費助成事業	障がいにより失われた身体の各部分や機能を補い、安定した地域生活を送るため補装具（車椅子、補聴器、義肢、座位保持装置など）の購入費又は修理費に対して助成を行うものです。
精神障害者通院費助成事業	精神障がい者の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的に精神疾患を有する人に対して、精神通院にかかる自己負担分を助成し、受診機会の促進を図り、重症化を防止するものです。
在宅障がい者支援事業	車椅子利用者の健康診断費用の助成、重度障がい者の属する市民税非課税世帯への下水道等使用料の助成、障がい児者の在宅生活における住宅改修の助成、リフト自動車に改造するために要する費用等の助成を行うものです。

イ 事務に関するもの

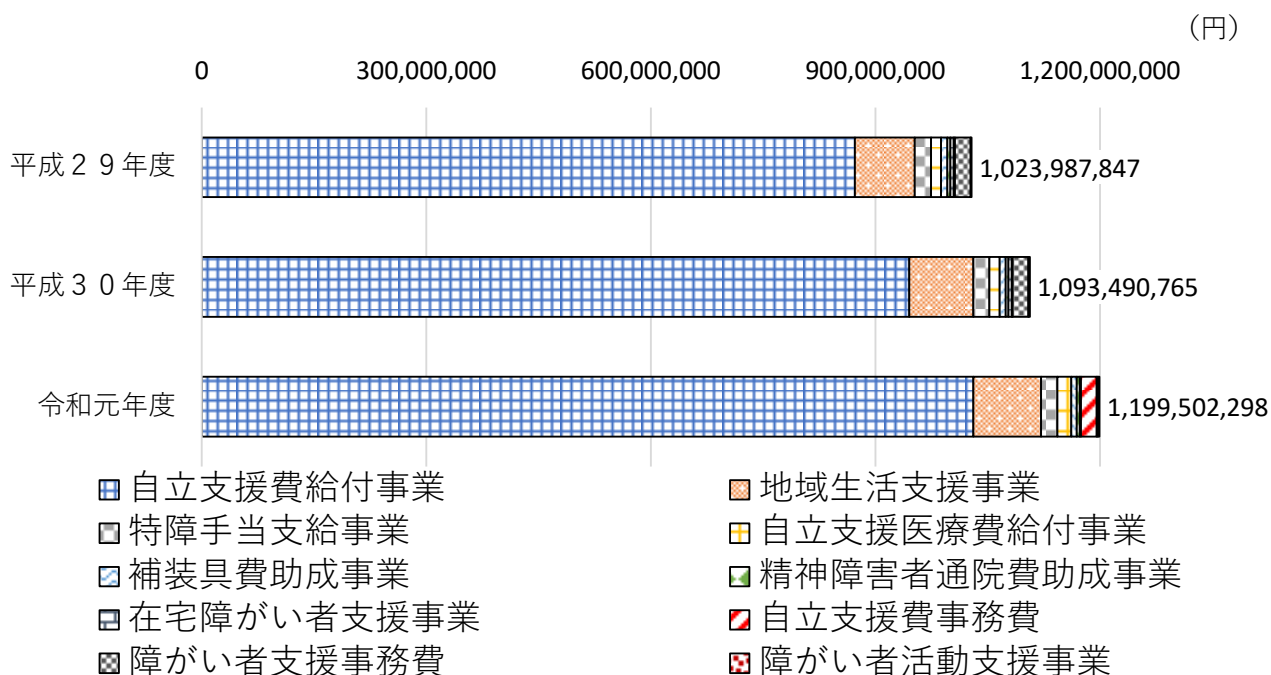
事業名	内容
自立支援費事務費	障がい福祉サービスの提供に関する事務の円滑化を図るとともに障害支援区分を決定するため認定調査の実施など障がい福祉サービス支給の決定に関する事務を行うものです。
障がい者支援事務費	特別障害者当の支給に係る嘱託医への報酬や携帯電話を利用した聴覚障がい者への情報発信、美濃加茂市社会福祉協議会が指定管理者となっている障害者支援施設ひまわりの家の修繕や備品管理を行うものです。
障がい者活動支援事業	岐阜県身体障害者スポーツ協会への事業費負担、身体・知的障がい者団体、難病団体等の活動に対する補助金を交付するものです。

② 過去の事業別決算実績の推移

【図表 2-16 障害福祉関係決算実績推移】

単位：円

事業費名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援費給付事業	872,643,021	945,251,208	1,030,772,979
地域生活支援事業	79,920,837	85,608,577	90,695,734
特障手当支給事業	21,718,980	21,581,330	21,897,500
自立支援医療費給付事業	13,443,679	13,443,679	18,315,846
補装具費助成事業	8,597,166	8,219,892	7,276,904
精神障害者通院費助成事業	4,052,950	3,666,206	4,258,140
在宅障がい者支援事業	4,258,140	4,258,140	1,463,391
自立支援費事務費	1,463,391	1,463,391	21,012,344
障がい者支援事務費	21,012,344	21,012,344	1,500,288
障がい者活動支援事業	1,500,288	1,789,329	2,309,172
合計	1,023,987,847	1,093,490,765	1,199,502,298



決算実績は、対前年比で平成30年度は6.7%、令和元年度は9.7%上昇しています。特に自立支援費や地域生活支援事業の障がい福祉サービスや医療費の給付の支出に大きな伸びが見られます。

その人に合った適切な支援を行うためには、障がい福祉サービスの充実は必要不可欠です。限られた貴重な財源を有効に活用し、地域共生社会の実現に向かうことが、将来にわたる安心に繋がると考え、施策の見直しと推進を市民の皆さんと共に考え実行していくことが重要だと考えています。

2. 障がい福祉計画の実績評価

(1) 前計画における令和2年度目標値の進捗状況

1：福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行数については、令和2年度末までの目標とした5人に対し、令和元年度末現在で2人と目標値を下回っています。

また、施設入所者数については令和2年度6月現在で2人分の削減となっており、目標を達成しています。

【目標】

事項	目標値		備考
施設入所者数	46人 (A)		平成28年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数	45人 (B)		令和2年度末見込み
削減見込み目標値	1人分	2.2%削減	(B) - (A) の値
地域移行目標数	5人	10.9%移行	令和2年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

【実績】

事項	実績値		備考
施設入所者数	46人 (A)		平成28年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数 実績	44人 (B)		令和2年度6月現在
施設入所者削減数実績	2人分	4.3%削減	(B) - (A) の値
地域移行数 実績	2人	4.3%移行	令和元年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行がされた人の数の合計

2：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、令和2年度末までに圏域で設置の目標に対し、令和元年度末現在では圏域で1か所設置しており、目標を達成していません。

【目標】

事項	目標	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	圏域で1か所	令和2年度末まで

【実績】

事項	実績	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 実績	圏域で1か所	令和元年度末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催数	8回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	15人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	1回	

② 精神障がい者のサービス利用実績

地域移行支援、市域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の4サービスについて、令和元年度末時点での精神障がい者の利用実績は、下記のとおりです。

【実績】

事項	実績	備考
精神障がい者の地域移行支援	0人	令和元年度末
精神障がい者の地域定着支援	1人	
精神障がい者の共同生活援助	5人	
精神障がい者の自立生活援助	0人	

3：地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、令和2年度末までに圏域で設置の目標に対し、令和元年度末現在では圏域で1か所設置しており、目標を達成しています。

【目標】

事項	目標	備考
地域生活支援拠点等の整備	圏域で1か所	令和2年度末まで

【実績】

事項	実績	備考
地域生活支援拠点等の整備 実績	圏域で1か所	令和元年度末



4：福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和2年度末までに2人と目標値を設定し、令和2年度末においては5人と計画目標を達成する見込みです。

就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末までに7人と目標値を設定しましたが、令和2年度末においては5人と目標値を下回る見込みです。

就労意向率3割以上の就労移行支援事業所の割合について、令和2年度末までに50%と目標値を設定し、令和2年度末においては50%と計画目標を達成する見込みです。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率について、令和2年度末までに100%と目標値を設定しましたが、令和2年度末においては66.66%と目標値を下回る見込みです。

【目標】

事項	目標値	備考
令和2年度の年間一般就労移行者数	2人	令和2年度末まで
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	7人	
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	100%	

【実績】

事項	実績見込値	備考
令和2年度の年間一般就労移行者数 実績	5人	令和2年度末
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数 実績	5人	
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 実績	50%	
就労定着支援事業による1年後の職場定着率 実績	66.66%	

5：障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置、及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、すでに目標を達成しており、引き続き体制の維持・拡充に努めます。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保については、令和2年度末までに圏域で少なくとも1か所以上確保することを目標としていましたが、令和元年度末現在では児童発達支援事業所が市内に1か所、放課後等デイサービスが市内に1か所確保しており、計画目標を達成しています。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、平成30年度末までに圏域で設置の目標に対し、平成30年度末現在で圏域に1か所設置しており、計画目標を達成しています。

【目標】

事項	目標	備考
児童発達支援センター	設置済み	令和2年度末まで
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施済み	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	圏域で1か所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域で1か所	平成30年度末まで

【実績】

事項	実績	備考
児童発達支援センター	設置済み	令和元年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施済み	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業所 ⇒ 市内で1か所 ・放課後等デイサービス事業所 ⇒ 市内で1か所 	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域で1か所	平成30年度末

(2) 障がい福祉サービスの前計画見込量に対する実績

障がい福祉サービスの令和2年度の利用実績については、訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護の月当たりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

日中活動系サービスは、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所（福祉型）の月当たりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の月当たりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

相談支援（サービス等利用計画作成）等は、地域移行支援、地域定着支援の月当たりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

① 訪問系サービス

【計画見込量に対する実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
居宅介護	人分	60	67	61	68	62	70
	時間分	1,080	887	1,098	860	1,116	940
重度訪問介護	人分	1	1	1	1	1	1
	時間分	40	16	50	11	60	13
同行援護	人分	5	5	6	5	6	5
	時間分	80	47	96	44	99	50
行動援護	人分	3	1	3	1	3	1
	時間分	32	10	34	14	35	15
重度障がい等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0



② 日中活動系サービス

【計画見込量に対する実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
生活介護	人分	147	124	172	125	197	120
	人日分	2,800	2,281	3,273	2,289	3,746	2,280
自立訓練 （機能訓練）	人分	0	0	0	2	0	2
	人日分	0	0	0	12	0	12
自立訓練 （生活訓練）	人分	16	4	19	6	22	8
	人日分	320	38	380	79	440	85
就労移行支援	人分	7	12	8	12	9	11
	人日分	100	67	116	100	130	90
就労定着支援	人分	1	0	1	4	1	5
就労継続支援 （A型）	人分	80	91	90	101	100	110
	人日分	1,440	1,474	1,620	1,480	1,800	1,550
就労継続支援 （B型）	人分	91	100	102	114	113	125
	人日分	1,434	1,252	1,601	1,439	1,782	1,500
療養介護	人分	5	4	6	4	7	4
短期入所（医療型）	人分	2	3	3	2	3	2
	人日分	10	1	12	1	15	1
短期入所（福祉型）	人分	45	71	48	79	50	85
	人日分	360	341	384	345	400	350

③ 居住系サービス

【計画見込量に対する実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
自立生活援助	人分	1	0	1	0	1	0
共同生活援助 （グループホーム）	人分	29	34	31	35	33	37
施設入所支援	人分	48	48	48	48	48	44

④ 相談支援（サービス等利用計画作成）等

【計画見込量に対する実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
計画相談支援 （サービス等利用 計画作成）	人分	80	66	120	75	150	78
地域移行支援	人分	1	0	1	0	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1	1	1	1

（3）障がい児福祉サービスの前計画見込量に対する実績

障がい児サービスの令和2年度の利用実績について、放課後等デイサービスの月当たりの人分、人日分、障がい児相談支援の月当たりの人分が、それぞれ計画見込量を達成しています。

【計画見込量に対する実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
児童発達支援	人分	112	96	113	105	114	100
	人日分	448	302	452	293	456	280
医療型児童発達支援	人分	6	0	7	0	8	0
	人日分	18	0	21	0	24	0
放課後等デイサービス	人分	110	119	120	138	130	160
	人日分	1,210	1,368	1,320	1,531	1,430	1,800
保育所等訪問	人分	4	4	4	8	5	8
	人日分	8	1	8	6	10	16
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	0	1	0	1	0
	人日分	2	0	2	0	2	0
障がい児相談支援	人分	35	41	40	50	45	60

(4) 地域生活支援事業の前計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

【地域生活支援事業の計画見込量及び実績（令和2年度の一部実績は見込み）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
手話通訳派遣事業	利用者数 (人)	129	185	130	170	132	170
要約筆記派遣事業	利用者数 (人)	110	123	112	70	144	100

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	13	4	13	0	13	3
自立生活支援用具	給付等件数 (件)	9	3	9	7	9	5
在宅療養支援用具	給付等件数 (件)	13	21	13	9	13	15
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件)	7	6	7	11	7	10
排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	1,023	1,074	1,060	1,091	1,097	1,110
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数 (件)	1	2	1	1	1	1
移動支援事業	実利用者数 (人)	26	28	27	22	28	25
	延利用時間 (時間)	1,520	1,192	1,530	1,036	1,540	1,060
地域活動支援センター事業	市内実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
	延利用件数 (件)	4,000	4,993	4,000	4,104	4,000	4,000
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	4	3	4	5	4	5
	延利用回数 (回)	340	301	350	258	360	250
	市内実施事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	95	69	102	55	109	60
	延利用日数 (日)	4,590	4,985	4,600	6,118	4,650	7,000
	市の指定する事業所	27	28	27	23	27	24
自動車改造助成事業	実利用者数 (人)	3	0	3	3	3	2
運転免許取得助成事業	実利用者数 (人)	3	2	3	2	3	2

3. 各種調査を踏まえた課題の整理

(1) 各調査の概要

本計画を策定するに当たり、本市にある各自治会、専門機関、社会福祉法人、障がい支援団体、障がい福祉サービス事業所、相談事業所等へのヒアリングを実施しました。

また、ヒアリング結果に加えて過去に本市で実施されたアンケート調査や本市の障がい者に関する統計データを分析し、国の『第4次障害者基本計画』における10分野の障がい者施策の基本的な方向に沿って、本市の障がい者福祉における現状と課題を整理しました。

各調査の概要は以下のとおりです。

【ヒアリング調査】

本計画を策定するに当たり、広く市民及び関係者の意見を反映させることを目的に、64団体を対象に、活動における課題や行政への要望等についてヒアリングしました。

【アンケート調査】

本計画を策定するに当たり、市の様々な分野について行われた調査の結果を活用しています。

調査名／調査概要	実施年度	担当部署等
高齢者等実態調査 市内の要介護認定の高齢者、一般成人、自宅での介護者に対し、介護サービスのニーズ及びサービス見込み量を把握するために調査しました。	令和2年度	高齢福祉課
健康についてのアンケート 健康増進計画の策定に当たり、市民に対し20歳未満と20歳以上に区分けした、健康に関する意識について調査しました。	平成30年度	健康課
検診時の問診票集計 保健センターが実施する各種検診時の問診票について、種別ごとに結果を取りまとめました。	平成30年度	健康課
権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査 可茂地域の行政、福祉事業所、金融機関に対し、権利擁護支援が必要と思われる対象者及び必要な支援内容について調査しました。	平成30年度	福祉課
こどもの未来応援調査 子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や日々の生活などに影響しているかを調査しました。	平成30年度	福祉課
障害者手帳所持者に対する住民調査 障害者手帳を所持する市民に対し、障がい者施策に関する現在の状況や今後の意向、要望等について調査しました。	平成28年度	福祉課

調査名／調査概要	実施年度	担当部署等
子育て支援に関するアンケート調査	平成 30 年度	こども課
就学前児童及び小学生児童を区分けし、保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識。意見を調査しました。		
保育園保護者アンケート	平成 30 年度	こども課
市立の保育園に通う園児の保護者に対し、保育園の運営や施設状況について調査しました。		
認知症の人本人への聞き取りアンケート	平成 30 年度	高齢福祉課
認知症患者に対し、ケアマネジャーによる聞き取り方式で、生活状況や要望について調査しました。		
居宅介護支援及び訪問介護事業所における生活支援サービスに関するアンケート	平成 30 年度	高齢福祉課
長寿支援センターやケアマネジャーを含む市内の介護サービス事業所に対し、現状や市民のニーズ、今後必要となる事業について調査しました。		
ふれあい・いきいきサロン等におけるアンケート	平成 30 年度	高齢福祉課
地域での支え合い活動の実態を把握するため、高齢者サロン利用者のこまりごとについて調査しました。		
高齢者等実態調査	平成 28 年度	高齢福祉課
市内の要介護認定の高齢者、一般成人、自宅での介護者に対し、介護サービスのニーズ及びサービス見込み量を把握するために調査しました。		
市民満足度調査	平成 30 年度	企画課
市内の地域や年代、性別ごとに、日々の暮らしについて感じていることについて市民のニーズや意向を把握するために毎年実施している調査です。		
国勢調査	平成 27 年度	国データ
国の施策を県とするための基礎資料とするために、5年に一度全世帯に対し生活状況等を把握するために行われる調査です。		
国民生活基礎調査	平成 30 年度	国データ
保健、医療、福祉、年金等国民生活の基礎的事項について、厚生労働省の施策検討のために行われる調査です。		
社会生活基本調査	平成 28 年度	国データ
生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにし、様々な分野で活用するために行われる調査です。		
民生委員児童委員に対するアンケート	令和元年度	市社協
民生委員児童委員（102人）に対し、地域の福祉的課題を把握するために行われた調査で、調査結果は地域福祉計画にも反映されます。		
福祉委員に対するアンケート	令和元年度	市社協
福祉委員（175人）に対し、地域の福祉的課題を把握するために行われた調査で、調査結果は地域福祉計画にも反映されます。		

(2) 各調査からみえる本市の現状と課題

① 安全・安心な生活環境の整備

【現状】

《ヒアリング調査より》

- 1人では生きていけない重度障がい者が親亡き後も笑顔と輝きを失うことなく暮らしていけるようにしてほしい。
- 安心して生活できる、グループホームの設立をしてほしい。
- いろいろなバリアフリー（ソフトもハードも）の理解を深めることが必要（施設見学等）。
- 知的障がい者、精神障がい者の居場所づくりが必要である。

《事業評価》

◇バリアフリー化

- 都市公園の老朽化しているトイレ等整備が必要となっているが、改修費用が多大にかかる。

【課題】

- ユニバーサルデザインの推進などによる生活環境の整備が重要です。
- 地域のなかで、住まいを持ち暮らしていくには、経済面や健康面などの不安があるとともに、地域との関わりも重要な要因となっています。
- グループホーム等の整備が望まれる中で、ひとり暮らしでも地域の中で様々な支援を受けながら、安全に安心して暮らしていける環境が求められています。
- 障がいのある人が、地域において安心して快適な生活を送るためには、その基盤となる居住環境の整備や、交通事故、犯罪、災害等から生活を守るために対策が必要であるとともに、日常の見守り活動や災害等の緊急時における地域住民の助け合い、各種関係団体が連携する体制を構築することが必要です。
- 安心・安全な地域を実現するためには、住民一人一人が地域に対して、気配り・目配り・思いやりの心を持った、日常からの助け合いや支え合いが重要です。

② 情報提供及び意思疎通支援について

【現状】

《統計データより》

- 意思疎通支援事業の令和元年度の利用状況をみると、手話通訳派遣事業の利用者数は計画値を上回っています。(手話通訳派遣事業 30.8%増)

《ヒアリング調査より》

- 各種事業の正確な情報を届けて（理解させる）ほしい。
- 公式な行事において、聞くことに不自由な方のため、身体障害手帳の有無に関係なく、コミュニケーション手段として要約筆記を設置してほしい。
- 難聴者と一言で言っても状態はそれぞれ異なるので、対応できる情報保障をしてほしい。
- ICT機器の活用など便利なものが使えることを教えてほしい。
- いろいろなサービスがあり、各種制度を知らない人が多いので、今以上に市民に情報を周知させてほしい。

《庁内事業評価より》

◇情報バリアフリー化

- 市ホームページにおいてトップページアイコンのフォントサイズの統一と、掲載情報の整理を行っている。
- 広報紙の特集や掲載情報を、ケーブルテレビやFMラジオ放送を使い情報を発信している。

◇コミュニケーション支援

- 手話通訳の担い手の育成のため、資格取得までのフォローアップの強化が必要、また、講座受講者が、実際にボランティア活動につながる仕組みが必要である。

【課題】

- 情報提供に当たっては、障がいの特性に応じた情報提供とともに、提供側の積極的な情報提供が望まれます。
- 意思疎通支援事業の利用が高まっているなかで、手話通訳者や要約筆記者の養成確保、点訳サービスやICTの活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障がいの意思疎通支援の促進を図っていくことが必要です。
- 社会福祉協議会やボランティア団体、近隣市町村と広域連携を図り、支援体制の充実が必要です。

③ 防災、防犯等について

【現状】

《ヒアリング調査より》

- 災害時に避難方法の連絡や避難所での過ごし方について、不安がある。
- 災害時には市の対応を明確に伝えてほしい。(信頼できる情報がほしい)。
- 避難時の行動の仕方について、聴覚障がい者対象の講習会をしてほしい。
- 災害情報を視覚的に届けてほしい。
- 災害時に被災地でケアを完結させるのは無理だと感じている。外部から支援を確保できるように体制をとってほしい。

《庁内事業評価より》

◇防犯・防災対策

- 災害時の迅速な情報伝達体制の確立のため、防災無線放送が聞こえにくい地域に貸与の戸別受信機の代替として、防災ラジオの全戸配布を検討している。回覧文書や広報を利用し、制度の周知を行っているが、十分に認知されていない。
- 防災訓練において、安否確認訓練を実施しているが、住民の積極的な参加が必要である。
- グループホームに入居する障がいのある人の非常災害時における避難での消防や近隣住民との連携が必要である。
- 避難行動要支援者名簿の作成において、自治会によっては、名簿を受け取ることに抵抗がある。
- 災害時における障がい特性に配慮した情報伝達体制及び避難誘導體制の整備が必要である。
- 障がい特性のある相談者について、消費者被害の未然防止のため、福祉部局と情報共有を図りたいが、個人情報を提供できない問題がある。

【課題】

- 災害発生時の情報伝達手段の充実や避難時での支援、避難場所における障がいに応じた対応・対策が求められています。
- 障がいのある人が、地域において安心して快適な生活を送るためには、その基盤となる居住環境の整備や、交通事故、犯罪、災害等から生活を守るために必要な対策をとることが必要です。
- 日常の見守り活動や災害等の緊急時における地域住民の助け合い、さらに地域の各種関係団体が連携する体制を構築することが重要です。

④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止について

【現状】

《アンケート調査、ヒアリング調査より》

◇ヒアリング調査

- ・最近は権利擁護に関する研修が増えてきた。
- ・地域社会に活動の意義を認識してもらえよう、広報活動などの取組。
- ・まちが明るくなるように、聴覚障がいに関する理解を深めたい。
- ・手話を通じた気軽な付き合いをしたい。
- ・権利擁護に関しては、司法と福祉の連携を強化してほしい。
- ・権利擁護の中に、ツールとして成年後見制度利用があることを整理して広めることが必要。
- ・地域との交流が少ない。

可茂圏域における権利擁護支援体制整備に関するニーズ調査より

◇相談支援機関に対するニーズ調査

- ・成年後見制度及び関連施策等については、制度を熟知しており説明ができる機関の割合は、成年後見制度で29.4%、成年後見制度利用支援事業で19.1%、市民後見人制度で11.8%となっている。成年後見制度等が必要な場合であっても、支援者の理解が十分でないことや具体的な進め方を十分把握していないことなどから説明ができず、利用に至っていない事例が潜在する可能性も考えられる。

◇サービス提供機関に対するニーズ調査

(成年後見制度の利用促進について)

- ・サービス提供に当たっては、約8割の機関が本人の契約行為能力や金銭管理能力、家族（介護者）の高齢化や障がい者の「親なき後問題」、身元保証や緊急時の対応などの理由から、成年後見制度の必要性を感じており、成年後見制度に関して相談できる機関設置についても全てのサービス提供機関が設置を望んでいることから、既存の相談支援機関の機能を活かすなど、権利擁護における相談支援体制の整備を図る必要がある。
- ・ほぼ全ての機関が成年後見制度の知識習得の機会への参加を望んでおり、そのような機会に参加することで、権利擁護の課題に気付きやすくなり、適切な窓口につながりやすくなることも考えられる。地域全体の発見・気づきを促すためにも、サービス提供機関に対しても研修会等を開催する重要性は高い。

◇司法関係機関に対するニーズ調査

- ・可茂圏域における成年後見人等の受け皿の現状については、司法関係機関における8割以上の回答者が受け皿の整備が整っていないと感じている。また第三者後見人の確保についても、8割以上の回答者が第三者後見人の確保に難しさを感じている。後見人には財産管理のみでなく、身上監護においても権利擁護の担い手としての責務が求められているなか、本人の所得や資産が十分でない場合の報酬確保の難しさもあいまって、専門職のみに第三者後見人の受け皿を頼ることだけでは限界であるのが現状である。受け皿不足の解消として後見人等へのサポート、法人後見実施機関の整備、市民後見人の養成等も検討が必要である。

《庁内事業評価より》

◇啓発・広報活動

- ・障がいへの理解促進や差別の解消を図るため、「広報みのかも」、「社協みのかも」等により、啓発・広報活動を継続的に進めているが、差別の実態の把握や啓発・広報活動による効果の把握が十分できていない。
- ・国・県などの啓発ポスターやパンフレットの有効活用の検討が必要である。

◇福祉教育等

- ・特別支援学校籍の児童生徒との交流や相互理解を図っている。

【課題】

- 年齢や障がいの有無等にかかわらず、相互理解を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発を進めていくことが必要です。
- 障害者基本法に規定する「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を地域社会や企業、学校などに普及することが必要です。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、国や県と連携し、法制度に基づく取組を推進するとともに、市の事務・事業の実施に当たっても、同法に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を行うことが必要です。
- 障害者虐待防止法に基づく取組の充実が必要でです。
- 地域での助け合い、支え合いを進めていく上で、障がいのある人と地域住民が交流する機会を増やしていくことが必要です。
- 成年後見制度の更なる利用促進が求められています。そのための人材育成、受け皿の整備が必要でです。

⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援について (相談支援、障がい福祉サービス、人材育成)

【現状】

《統計データより》

- 平成27年から令和2年の障がい別の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は5.1%減とほぼ横ばいですが、療育手帳所持者数は48.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は48.0%増と大きな伸びを示しています。
- 身体障害者手帳所持者の約7割は65歳以上の高齢者です。

《アンケート調査、ヒアリング調査より》

- 相談体制の整備や体制の周知が必要。
- 共同生活援助について、定員を増やしたい。
- 意思疎通支援としての要約筆記技術の向上と、社会福祉の担い手としての意識の向上が必要。
- 生活面で問題を抱えている人がいる。

《サービス利用状況より》

◇訪問系サービスの利用状況（令和元年度）

訪問系サービスの利用状況		実績値	対計画値
訪問系サービス合計 (令和元年度)	実利用者数	75人	105.6%
	延利用時間数	929時間	72.7%

◇日中系サービスの利用状況（令和元年度）

日中活動系サービスの利用状況		実績値	対計画値
生活介護	実利用者数	125人	72.7%
	延利用者数	2,289人日	69.9%
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	2人	—
	延利用者数	12人日	—
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	6人	31.6%
	延利用者数	79人日	20.8%
療養介護	実利用者数	4人	66.7%
短期入所（医療型）	実利用者数	2人	66.7%
	延利用者数	1人日	8.3%
短期入所（福祉型）	実利用者数	79人	164.6%
	延利用者数	345人	89.8%

◇居住系サービスの利用状況（令和元年度）

居住系サービスの利用状況		実績値	対計画値
自立生活援助	実利用者数	0人	—
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数	35人	112.9%
施設入所支援	実利用者数	48人	100.0%

◇相談支援の利用状況（令和元年度）

相談支援の利用状況		実績値	対計画値
計画相談支援	実利用者数	75人	62.5%
地域移行支援	実利用者数	0人	0.0%
地域定着支援	実利用者数	1人	100.0%

◇障がい児通所、相談支援の利用状況（令和元年度）

障がい児通所、相談支援の利用状況		実績値	対計画値
児童発達支援	実利用者数	105人	92.9%
	延利用者数	293人日	64.8%
医療型児童発達支援	実利用者数	0人	0.0%
	延利用者数	0人日	0.0%
放課後等デイサービス	実利用者数	138人	115.0%
	延利用者数	1,531人日	116.0%
保育所等訪問支援	実利用者数	8人	200.0%
	延利用者数	6人日	75.0%
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0人	0.0%
	延利用者数	0人	0.0%
障がい児相談支援	実利用者数	50人	125.0%

◇移動支援事業の利用状況（令和元年度）

移動支援事業の利用状況		実績値	対計画値
移動支援事業	実利用者数	22人	81.5%
	延利用時間数	1,036時間	67.7%

《庁内事業評価より》

◇ボランティア活動

- ・社会福祉協議会等関係団体と連携し、求められる人材の育成を計画的に図るため、必要となるボランティア養成講座や資質向上の研修会を開催するとともに、他機関で実施される講座情報の提供に努めている。既存のボランティア団体は構成員の高齢化などにより存続が難しい団体が増える一方、新たに立ち上がる団体が少ないことが課題である。ボランティアの枠組みを広げるとともに地域課題を解決する団体育成が必要である。

◇在宅サービス

- ・ニーズの大きさ、優先順位の判断が難しく、補助金など財政上の調整が必要なケースもある。
- ・要介護・要支援認定等を受けられた被保険者に対し、介護給付・総合事業にて訪問介護サービスを提供。介護保険サービスにはないものについては障がい福祉サービスにて調整。

【課題】

- 市内には福祉・保健・医療・労働等の内容に応じた相談支援機関があり、相談の中には、複合的な問題を抱えており、一つの施策や制度、機関だけで対応することが難しい事例もあるため、相互の連携と情報共有が求められます。
- 障がいの重度化、介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行・地域定着の普及に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障がい福祉サービスにおいて、サービス利用量の更なる増大が予想されます。
- 身体障がい者の多くが高齢者であり、その介助者の高齢化も顕著になっており、健康や年齢に不安がある介助者もいます。地域で自立した生活を送るために、障がいの種別や生活環境、個々のニーズ等に応じたきめ細かな支援が求められています。



⑥ 保健・医療について

【現状】

《統計データより》

- 平成27年から令和2年の障がい別の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は5.1%減とほぼ横ばいですが、療育手帳所持者数は48.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は48.0%増と大きな伸びを示しています。

《アンケート調査、ヒアリング調査より》

- 適切ではない支援を受けて高等部に入ってくる生徒もいるため、4歳での健診等早期から支援を受けることができる体制を整備してほしい。
- 就学前健診の段階で、発達に特性がある児童を見極め、適切な療育を行ってほしい。
- この1か月間に不満・悩み・苦勞などのストレスを感じたかどうかについて「おおいにある」(21.5%)、「多少ある」(38.9%)で約6割。その原因として、「勤務関係の問題」(46.4%)、「家庭の問題」(41.2%)、「病気など健康の問題」(26.0%)、「経済的な問題」(21.5%)、「恋愛関係の問題」(5.2%)、「学校の問題」(2.8%)の順(健康アンケート 20歳以上)。
- 不満・悩み・苦勞などのストレスの解消について、「あまりできていない」(32.9%)、「まったくできていない」(5.9%)で約4割。(健康アンケート 20歳以上)。
- 子育てに関する欲しい情報として、発達支援に関する相談窓口の情報が約1割。

《庁内事業評価より》

◇障がいの原因となる疾病等の予防・支援等

- 特定健康診査、各種がん検診等により疾病の早期発見・早期治療に努めるため、健診の受診率の向上を図ることが必要である。
- 生活習慣病の後遺症による障がいの発生を予防するため、健康教育、健康相談、訪問指導等により健康増進対策の充実に努めている。参加者や利用者は中高年が中心であり、若い世代からの健康づくりにつなげていくことが必要である。
- 外国籍の児の未受診率が高いが、電話や未受診訪問等で勧奨している。
- 3歳児健診において、眼科弱視検査を導入。精密検査受診票を発行する児が全体の1割程度おり、早期受診を勧奨している。

◇保健・医療

- 地域の救急医療体制の維持、医療機関との連携強化が必要。
- 在宅医療(訪問診療・往診)の対応ができる医療資源が少ない。

◇精神保健福祉

- 精神疾患等の早期発見、早期治療の支援を行うため、各関係機関との連携強化や支援者のスキルアップが必要。

◇難病に対する施策

- ・難病患者への訪問指導は、主に保健所が担当している。患者・家族からの相談があれば、面接・訪問等の対応をするが、市の支援実績はほとんどない。

【課題】

○子どもがすこやかに育つためには、母子保健が重要な役割を担います。特別な支援が必要な子どもや、特に成長・発達に不安や障がいの疑いがある子どもの対応には、子どもの特性を理解することが必要であり、保護者とともに育児不安の解消や問題解決にむけた支援が重要です。

○精神障がいのある人が増加する中で、こころの病に対し、自身のこころとの付き合い方などに気づく予防対策が重要です。精神障がいや精神障がい者に対する理解を促進するとともに、こころの病が進行してしまった際には、福祉や医療などの関係機関の連携による包括的な支援を図っていく必要があります。

⑦ 行政等における配慮の充実について

【現状】

《市内事業評価より》

◇行政サービス等における配慮

- ・障害者差別解消法や障害者権利条約の主旨について、市民の理解を広げるため、関係団体の協力体制づくりが必要である。
- ・相談窓口寄せられた偏見・差別等の事案の対応について、職員のスキル不足や人員不足が課題である。職員体制の見直しや協力機関との連携強化が必要である。

◇権利擁護

- ・権利擁護に関係する機関や社会福祉協議会とも連携を図り、さまざまな相談の機会を通じ、成年後見制度の利用について周知啓発に努めている。増加する対象者への効果的な対応が必要である。また、相談窓口対応での職員のスキルアップが必要である。

【課題】

○行政機関などにおいて、障がいを理由に差別的な取扱いを行わないことについては、引き続き実践していくことが必要です。また、障害者差別解消法に基づき、「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」が求められています。

⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援について

【現状】

《統計データより》

- 令和元年度的美濃加茂公共職業安定所における障がいのある人の実雇用率は、2.19%となっており、岐阜県及び全国の実雇用率と比較すると高くなっています。
- 美濃加茂市では、障がい者雇用率算定対象職員数537.5人に対し、障がいのある職員数は15.5人であり、障がい者雇用率は2.88%と法定雇用率を上回っています。

《アンケート調査、ヒアリング調査より》

- 一般就労を目指したい。
- 一般就労した人もいたが、人間関係の悩みで5か月で辞めた人もいる。
- 施設外就労を増やしたい。通販事業に力を入れたい。
- 補助金や報酬をあげてほしい。
- 利用者ができる仕事を一覧にした情報を取りまとめてほしい。各企業には、一部は障がい者ができる仕事があるはずなので、それを派遣職員やシルバー人材センターのように請け負えるとよい。
- 就労場所（A型）を増やしてほしい。社会福祉協議会が行うなら信頼できるが、一般の事業者の中には信頼できないものもある。

《サービス利用状況より》

◇就労支援サービスの利用状況（令和元年度）

就労支援サービスの利用状況		実績値	対計画値
就労移行支援	実利用者数	12人	150.0%
	延利用者数	100人日	86.2%
就労継続支援（A型）	実利用者数	101人	112.2%
	延利用者数	1,480人日	91.4%
就労継続支援（B型）	実利用者数	114人	111.8%
	延利用者数	1,439人日	89.9%
就労定着支援	実利用者数	4人	400.0%

《庁内事業評価より》

◇障がいのある人の雇用の場

- 就業相談や就労支援、職場定着支援など障がいのある人の就労を総合的に支援するため、手話通訳の活用など対象者の障がい程度や特性に合わせた社会資源の活用が必要である。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき障がい者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障がいのある人の雇用の確保、工賃の向上につながるが、事業所からの積極的な活動の申し出が少ない。
- 「就労＝ゴール」ではなく「就労＝自己実現の手段のひとつ」という認識に立った就労支援の理解が必要である。

◇経済的な自立支援

- 各種手当等の給付について、外国人への説明機会が増えた。
- 生活困窮者の相談の際に、障害年金が受給できないか確認している。
- 大多数が利用するもので、変更点があった場合は、広報等で周知に努めている。

【課題】

- 本市の障がい者雇用率は2.85%と法定雇用率を上回っており、今後も事業所等の参入や受け入れ企業の増加による雇用の場の拡充や就労の場での支援、相談支援の充実が望まれます。
- 就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立などに引き続き取り組むことが必要です。
- 心身の状況から一般就労が困難な人に対しては、障がい福祉サービス事業所等での就労（福祉的就労）の場を適切に確保するとともに、官民を挙げた発注の拡大などによる工賃水準の向上が必要です。

⑨ 教育の振興について

【現状】

《統計データより》

- ・特別支援教育について、平成27年度から令和2年度の特別支援学級在学者の推移を見ると、小学校では11学級、65人の増加、中学校では5学級、31人の増加、特別支援学校では21人の増加となっています。
- ・特別支援学校の在学者数の推移を見ると、小学部が増加傾向にあり、平成27年度と比べ令和2年度では16人増加して37人となっています。また、令和2年度では中学部が20人、高等部が36人となっています。

《アンケート調査、ヒアリング調査より》

◇今後に取り組みたい事

- ・若者に人権意識を持ってもらう事が必要。
- ・学校としては、発達障がいを含む児童生徒（及びその世帯）の課題解決に苦慮している様子がある。
- ・生活困窮者自立支援事業の相談員に多くの相談案件が寄せられており、学校としてかなり助かっている。

《サービス利用状況より》

◇放課後等デイサービスの利用状況（令和元年度）

放課後等デイサービスの利用状況		実績値	対計画値
放課後等デイサービス	実利用者数	138人	115.0%
	延利用者数	1,531人日	116.0%

《庁内事業評価より》

◇療育支援

- ・発達特性を見極めるために実施するWISC検査等の実施と結果分析に時間がかかるため、職員に負担がかかる。臨床心理士の配置が必要である。
- ・ことばの相談、子ども心理相談を希望する保護者は年々増加し、予約枠だけでは対応しきれない状況である。外国籍からの相談も年々増加している。
- ・カナリヤの家の言語聴覚士、のぞみの丘ホスピタルの臨床心理士とのカンファレンスを通して、理解を深めながら、保健師のスキルアップにつなげたい。

◇学校・教育

- ・各学校への巡回発達相談として、年に一回はすべての学校に外部の専門講師が派遣できるようにしている。

【課題】

- 子どもたち一人一人の主体性と自立性を促すためにも、就学前保育や教育の取り組み方法について、更なる検討が必要です。
- 保健・医療・福祉・教育・就労支援などの関係者が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じた支援を行うことが求められています。
- インクルーシブ教育を推進し、個別の教育的ニーズのある一人一人に応じて、一貫した支援を行うための特別支援教育の体制づくりが、引き続き必要となります。
- 子どもたちに障がいへの理解を広めていくには、保護者の障がいに対する理解を深めることも重要であり、今後の取り組みについて検討していく必要があります。



⑩ 社会参加を支える取り組みについて

【現状】

《アンケート調査、ヒアリング調査より》

- 会員の確保と高齢化による活動の負担が増えている。30年前は400人を超えていたが、現在は132人（岐阜県身体障害者福祉協会美濃加茂支部）
- 高齢化に伴い会員が減少していき、役員の成り手が不足して運営が大変である。（可茂地区精神障がい者家族会）
- イベント等は「市民が自ら行動するきっかけ」となるように位置づけてほしい。
- 気軽に誰でも参加できるスポーツ大会が中濃圏域であるとよい。県のフライングディスクには参加している。
- 前は次世代地域交流会に参加していたが、市として交流の場が少ない。簡単なお茶会程度でもあとよい。

《庁内事業評価より》

◇社会参加と外出支援

- あい愛バスの利便性を確保し、障がいのある人への利用促進を図っている。ワゴンタイプ車両は、一定の乗車定員数の確保が必要なこと、これに伴い室内のスペースに余裕がないことからバリアフリーの適用を除外しており、車いすごと乗車できないことが課題である。運転手の介助により利用が可能な方については、その都度運転手が対応するよう配慮している。

◇スポーツ、文化芸術活動

- 障がい者のスポーツ大会やレクリエーション活動等について、身体障害者協会美濃加茂支部の会員の減少と高齢化が進み、各行事等への参加者が減少傾向にある。
- 障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保等について、積極的に市単独での活動は行っておらず、自主的活動の支援をしている。
- 誰もが利用しやすいスポーツ・文化施設等の整備・改善について要望があった際に施設管理課との連絡体制が不十分である。
- 不特定多数が参加される行事のオープニングは、手話通訳や要約筆記を依頼している。

【課題】

- 生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図ることが重要なため、障がいのある方のニーズを捉え、様々な社会参加の場の提供の検討が求められます。
- 障がい者が、生きがいのある生活を追求するため、自らの個性や得意分野を生かす点から生涯学習の機会や場の充実を図っていくことが必要です。
- 障がい者団体等においては、新規会員が入ってこないことや会員の高齢化などの課題があがっており、社会参加の場の一つとして障がい者団体等のあり方についての検討が必要です。

